

令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進
(最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)
公募資料一覧

(資料1) 全体の流れ

(資料2) 提出資料一覧

(資料3) 実施要項

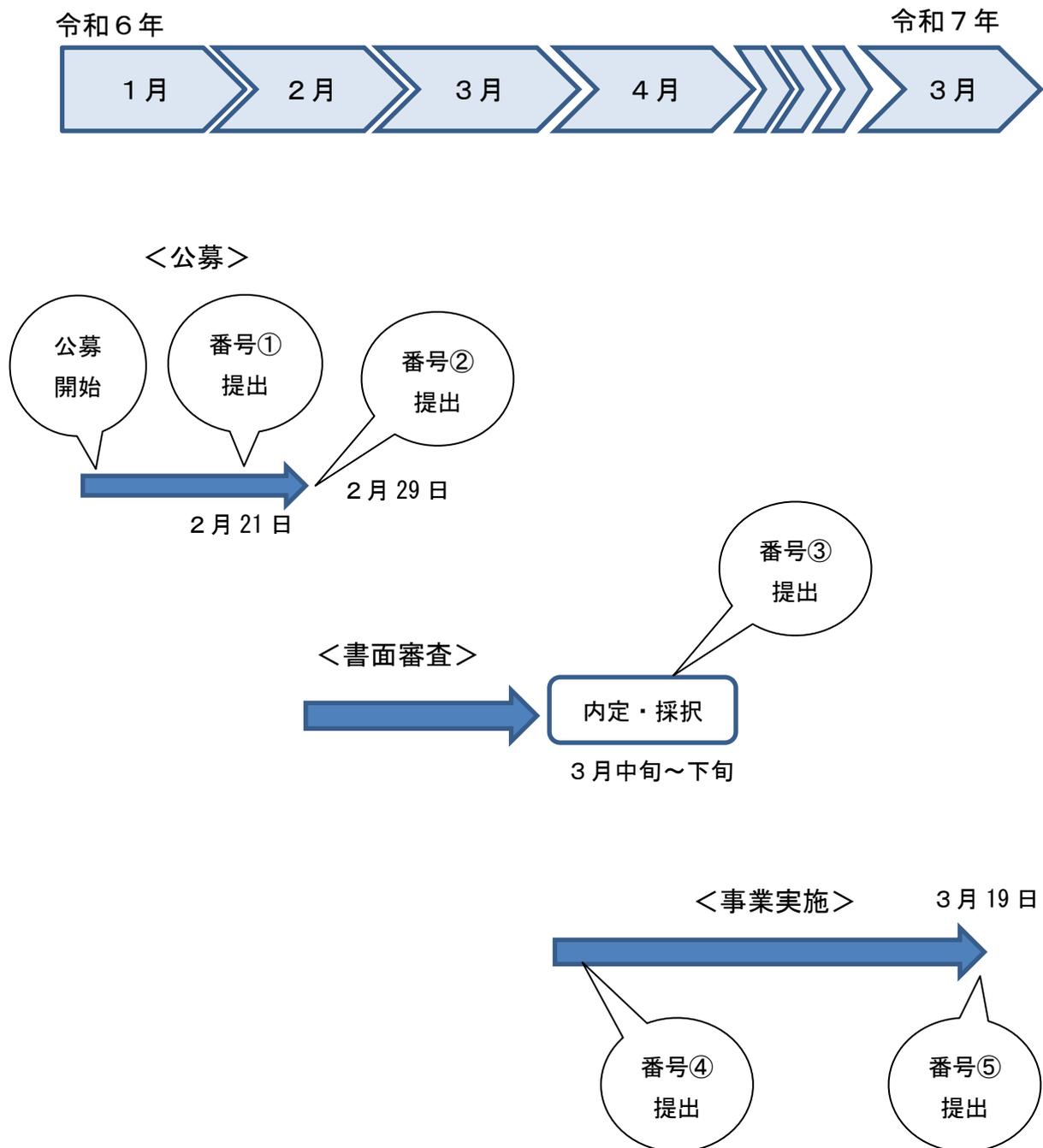
(資料4) 委託要項

(資料5) 公募要領

(参考1) 審査要項

(参考2) 審査基準

令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進
(最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)
全体の流れ



令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進
 (最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)

提出資料一覧

1. 公募時

提出資料	提出方法	提出期限	番号
参加表明書 (様式任意)	電子メール	令和6年2月21日(水) 17時	①
事業申請書 (別紙様式1-1)	電子メール	令和6年2月29日(木) 17時	②
事業計画書 (別紙様式1-2)			
経費計画書 (別紙様式1-3)			
再委託を行おうとする場合は再委託に関する事項を記載した書類・経費計画書(別紙様式2-1、2-2)			
別紙様式1-3、2-2に記載する所要経費についての積算根拠書類			
誓約書(別紙様式3)			
実証内容の概要がわかるビジュアル資料(別紙様式4-1、4-2)			

2. 採択内定後の契約時

提出資料	提出方法	提出期限	番号
事業計画書 (別紙様式1~4、積算根拠資料)	電子メール	指定内定後別途連絡	③
銀行口座情報 ※ 文部科学省から採択内定後に様式送付			
HP 公表用資料等文部科学省が採			

採内定後に依頼する資料			
委託契約書 ※ 文部科学省から採内定後に送付	郵送		

3. 契約後

提出資料	提出方法	提出期限	番号
事業計画変更承認申請書 ※ 該当時に文部科学省から様式送付	電子メール	変更前にすみやか	④
委託事業完了報告書 ※ 文部科学省から様式送付	電子メール	委託業務が完了した日又は廃止の承認の日から、10日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日	⑤
支出を証明できる領収書等の写し、収支簿			
成果物 (事業概要・説明資料、冊子、パンフレット等)			

※上記の他、必要な書類の提出が生じた場合は、別途指示する。

令和 6 年度
次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業
実施要項

令和 6 年 2 月 8 日
初等中等教育局初等中等教育企画課
学 び の 先 端 技 術 活 用 推 進 室

1. 趣旨

「GIGA スクール構想」による「1人1台端末」の活用が進み、また、生成 AI の利用が社会に急速に普及する中、教育の質の向上を図るとともに、新たな政策課題に対応するため、目指すべき次世代の学校・教育現場等を見据えた上で、最先端の技術や教育データの効果的な利活用を推進する。

2. 事業目的

文部科学省は、上記趣旨の達成に向けて、以下の実証研究及び調査研究を実施し、先端技術や教育データの効果的な利活用を推進するとともに、次世代の学校・教育現場を構想する。

- ① 最先端技術及び教育データ利活用に関する実証（以下、「実証①」という。）
- ② 先端技術の中核に据えた新たな学校（文部科学省において「Super DX School」に指定）の設置・運営に関する実証（以下、「実証②」という。）
- ③ 実証事例を踏まえた先端技術の活用方法・諸外国の先端技術の動向に関する調査研究（以下、「取りまとめ調査研究」という。）

3. 管理機関及び実証校（実証①及び実証②について）

- (1) 本要項においては、実証①及び実証②（以下、「実証①②」という。）への申請団体（※1）を「管理機関」と称することとする。
- (2) 管理機関は、実証校（※2）における実証①②の進捗を管理し、実証校に対し必要な支援を行うものとする。
- (3) 管理機関は、実証校における実証①②の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる実証研究委員会を設けるものとする。実証研究委員会は、学校教育に専門的知見を有する者、先端技術の活用に専門的知識を有する者、個人情報保護制度等に係る専門的知見を有する者をはじめとする学識経験者及び関係行政機関の職員等の第三者によって組織するものとする。

（※1）実証①にあつては、小学校、中学校、高等学校（通信制課程を除く）、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の設置者又は法人格を有する団体。
実証②にあつては、令和6年度からの新規の募集は行わない。

（※2）実証①において実証研究を行う学校及び実証②において指定された「Super DX School 指定校」（以下、「指定校」という。）をいう。なお、実証①において、学校設置者以外の法人格を有する団体（民間団体）が管理機関となる場合においては、本要項のうち「実証校」とあるのは、「実証校の設置者及び実証校」と読み替えるものとする。以下同じ。

4. 申請の手続

- (1) 申請手順
 - ① 実証①について
管理機関は、文部科学省に、本事業の委託に係る申請書（以下、「事業申請書」という。）等を提出するものとする。
 - ② 実証②について

管理機関は、文部科学省に、事業申請書等を提出するものとする。なお、令和6年度は新規の募集を行わない。

③ 取りまとめ調査研究について

申請団体は、文部科学省に、事業申請書等を提出するものとする。

(2) 審査方法

① 実証①について

外部有識者による「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業 企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）が、提出された事業申請書等を審査し適切と認めるときは、文部科学省は当該管理機関を本事業の委託先として採択する。

② 実証②について

企画評価会議が、提出された事業申請書等を審査し継続が適切と認めるときは、文部科学省は当該管理機関を本事業の委託先として継続的に採択するとともに、当該学校を継続して指定校に指定する。

③ 取りまとめ調査研究について

企画評価会議が、提出された事業申請書等を審査し適切と認めるときは、文部科学省は当該申請団体を本事業の委託先として採択する。

5. 事業の委託

文部科学省は、本事業の実施を上記「4. 申請の手続」で採択された機関に委託する。

6. 事業の運営

- (1) 文部科学省は、本事業での実証研究の推進に係る企画、委託先並びに指定校に係る審査及び実証研究の評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- (2) 文部科学省は、実証研究の実施状況等について、管理機関及び実証校に対し聴取及び実地調査を行うことができる。

7. 事業期間

本事業の事業期間は以下のとおりとする。

- (1) 実証①について、契約締結日から令和7年3月19日まで
- (2) 実証②について、令和5年度次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（先端技術の中核に据えた新たな学校（Super DX School）に関する実証事業）の契約締結日から令和8年3月末日まで
- (3) 取りまとめ調査研究について、契約締結日から令和7年3月19日まで

8. 委託期間

本事業の委託期間は、契約締結日から実証①及び取りまとめ調査研究は令和7年3月19日、実証②は令和7年3月末日までとし、会計年度毎に行うこととする。なお、実証②については、年度毎の実績、次年度以降の事業計画及び予算の状況等を勘案し、審査の上、継続することが妥当であると認められるときは、次年度以降引き続き契約を締結できる。

9. 実績の報告

- (1) 実証①については、管理機関は、委託期間の終了までに、本事業における実証研究の成果・実績を文部科学省に報告するものとする。
- (2) 実証②については、管理機関は、本事業における実証研究の成果・実績を年度毎に文部科学省に報告するものとする。
- (3) 取りまとめ調査研究については、受託者は、委託期間の終了までに、本事業における調査研究の成果・実績を文部科学省に報告するものとする。

10. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る実証研究の経理処理状況について実態調査を行うものとする。

11. 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業企画評価会議

- (1) 企画評価会議は、学校教育に専門的知見を有する者、先端技術の活用に専門的知識を有する者をはじめとした学識経験者及び産業界有識者等をもって構成する。
- (2) 企画評価会議は、管理機関及び実証校から、本事業の実証研究の実施状況等について、聴取することができる。
- (3) 企画評価会議は、実証校に対して、定期的の実証研究の評価並びに指導及び助言を行う。

12. 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室の講ずる措置

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室は、委託先又は指定校における実証研究の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

13. その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、「令和6年度次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業 委託要項」等による。

令和 6 年度
次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業
委託要項

令和 6 年 2 月 8 日
初等中等教育局初等中等教育企画課
学びの先端技術活用推進室

1. 趣旨

AI やロボティクス、ビックデータ、IoT といった技術の急速な発展に伴い、我が国においても、Society5.0 と言われる超スマート社会が到来しつつあり、人の働き方や生き方を含めた社会全体の構造までもが激しく加速度的に変化しつつある。世界に目を向けると、AI などの先端技術やビックデータを活用したイノベーションが創出され、これからの社会においては、誰もが受け身になることなく、自らの人生を主体的に切り拓き、より豊かに、より幸せに生きていくためにも、また、我が国の国際競争力を維持・向上させていくためにも、開発・利活用の双方の観点から、先端技術等を適切に、積極的に使いこなしていくことが不可欠となっている。こうした技術革新は教育のあり方にも大きな変革をもたらすものであり、「GIGA スクール構想」により 1 人 1 台端末の活用が進み、学校教育において ICT がマスト・アイテムとなる中、授業をはじめとする学習指導の場面はもとより、生徒指導の場面や教師の働き方改革、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実など学校教育活動の全般にわたり、先端技術や教育ビックデータを有効に活用することにより、これまでの教育活動の質をさらに充実させ、これまでにない学びの変革を実現することが期待されている。

これを踏まえつつ、GIGA スクール構想による児童生徒 1 人 1 台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境を最大限に生かし、初等中等教育が抱えている重要課題に対し、先端技術や教育データ、生成 AI 等を効果的に導入・利活用することによって解決・改善を図る取組について、教育現場と企業・研究機関等との協働による実証を行うとともに、先端技術の活用を前提とした教育方法や学校経営に取り組む新たな学校 (Super DX School) の設置・運営に関する実証を行うことで、学校における先端技術・教育データの効果的な利活用を推進する。加えて、これらの取組の取りまとめ・成果分析及び先端技術の教育活用に関する諸外国の動向調査等の調査研究を実施することにより、事業者・学校設置者における技術開発・導入や先端技術の利活用事例の普及を促進する。

2. 委託事業の内容

(1) 最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業

学校が抱える教育課題解決に向けて、GIGAスクール構想による1人1台端末環境を前提とした上で、例えば、センシング（画像認識や音声認識）、メタバース・AR（拡張現実）・VR（仮想現実）、AI（人工知能）・生成AIなどの先端技術の利活用について、実証研究を実施する。

(2) 先端技術の中核に据えた新たな学校（Super DX School）の設置・運営に関する実証事業

Society5.0時代の到来など社会構造の変化や技術革新の動向を踏まえ、学校統合等を契機として最先端の学びを実現するための革新的な学習空間を設置者において整備する新設校を対象に、特例制度等の活用により、予め複数の「先端技術」の実装・活用を前提とした教育方法や学校経営に取り組み新たな学校（Super DX School）の新設に関する実証・検証を実施する。

(3) 実証事例を踏まえた先端技術の活用方法・諸外国の先端技術の動向に関する調査研究

上記（1）（2）の実証における取組状況を調査・分析し、利活用事例の普及に向けた検討を実施するとともに、先端技術の教育活用に関する諸外国の動向調査（我が国での導入可能性に関する分析を含む）を継続的に実施・公表することにより、事業者・学校設置者における技術開発・導入検討を促すための調査研究を実施する。

3. 委託先

(1) 上記「2. 委託事業の内容（1）」に示す事業については、小学校、中学校、高等学校

（通信制課程を除く）、義務教育学校若しくは中等教育学校の設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）又は法人格を有する団体を対象とする。

(2) 上記「2. 委託事業の内容（2）」に示す事業については、令和6年度は新規の募集を行わない。

(3) 上記「2. 委託事業の内容（3）」に示す事業については、法人格を有する団体を対象とする。

なお、上記「2. 委託事業の内容（1）（2）」に示す事業については、本事業の委託対象団体を「管理機関」と称することとする。本事業への申請は、管理機関が行うこととし、文部科学省と管理機関の代表者とが委託契約を締結する。

4. 委託期間及び事業期間

上記「2. 委託事業の内容（1）（3）」に示す事業については、令和7年3月19日までとする。

上記「2. 委託事業の内容（2）」に示す事業については、事業期間は、原則として3年間と

するが、委託契約は年度毎に締結することとする。なお、年度毎の実績や、次年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を次年度の対象とする。

5. 委託手続

(1) 上記「2. 委託事業の内容(1)」に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、事業計画書（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）を文部科学省に提出すること。なお、管理機関が法人格を有する団体の場合は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類も添えて提出すること。文部科学省は、提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(2) 上記「2. 委託事業の内容(2)」に示す事業について

委託継続決定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、事業計画書（先端技術を中核に据えた新たな学校（Super DX School）の設置・運営に関する実証事業）を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(3) 上記「2. 委託事業の内容(3)」に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする申請団体は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書（実証事例を踏まえた先端技術の活用方法・諸外国の先端技術の動向に関する調査研究）を文部科学省に提出する。文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、申請団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、会議費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、人件費、設備備品費（※）、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（※）設備備品費について計上することができるのは、上記「2. 委託事業の内容(1)(2)」に示す事業のみ。

(2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。

(3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

(4) 事業の実施過程において、各事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が事業計画額の総額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。

(5) 文部科学省は、受託者が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認め

たときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

- (6) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託しようとする場合は、「令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進」各公募要領の別紙様式2-1で指定する「再委託に関する事項」を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。
- ただし、再委託費は、委託費の総額の50%を超えることはできない。
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託者は、委託業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、収支金額を確定の上、事業完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証明できる領収書等の写しとともに文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、事業の成果普及等のため、前項（1）の事業完了（廃止）報告書等のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、受託者においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記「8. 事業完了（廃止等）の報告（1）」の事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 前項（1）の確定額は、委託業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、前項（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 資産の管理（上記「2. 委託事業の内容（1）（2）」に示す事業に限る。）

本事業において取得した設備備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）については、事業期間中、善良なる管理者としての注意義務を負って管理するとともに、委託費の額の確定後（上記「2. 委託事業の内容（2）」に示す事業については事業期間終了後）速やかに文部科学省に財産権を移転するものとする。なお、上記「2. 委託事業の内容（2）」に示す事業については過年度に取得した設備備品も含む。

また、設備備品の無償貸付け、亡失、損傷、返納、処分に当たっては、文部科学省の承認（内容により報告）を必要とするものとする。

1 1. 委託の取消し

文部科学省は、受託者が本委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは委託契約を解除することができる。

1 2. その他

- （1）文部科学省は、受託者における委託業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- （2）文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- （3）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- （4）受託者は、成果のウェブ上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- （5）受託者は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- （6）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、「初等中等教育局委託事業事務処理要領」等による。

令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進
(最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)
公募要領

令和6年2月8日
初等中等教育局初等中等教育企画課
学びの先端技術活用推進室

目次

1. 事業の趣旨・目的
2. 事業の内容
 - (1) 委託内容
 - (2) 委託の対象
 - (3) 事業の申請者
 - (4) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (5) 採択予定件数
 - (6) 申請要件
 - (7) 委託期間
 - (8) 委託額上限
 - (9) 経費
3. 審査方法
 - (1) 審査手順
 - (2) 企画評価会議による意見
4. 事業の実施
 - (1) 公募及び契約締結
 - (2) 採択時に付された意見又は条件の反映
 - (3) 事業完了報告書、事業完了決算書及び成果物の提出
 - (4) 成果の普及
5. 提出書類
 - (1) 提出書類
 - (2) 提出期限
 - (3) 提出先
 - (4) 提出方法
 - (5) 参加表明書の提出
6. 公募説明会の実施
7. その他
8. 問い合わせ先
9. 今後のスケジュール

1. 事業の趣旨・目的

AI やロボティクス、ビッグデータ、IoT といった技術の急速な発展に伴い、我が国においても、Society5.0 と言われる超スマート社会が到来しつつあり、人の働き方や生き方を含めた社会全体の構造までもが激しく加速度的に変化しつつある。世界に目を向けると、AI などの先端技術やビッグデータを活用したイノベーションが創出され、これからの社会においては、誰もが受け身になることなく、自らの人生を主体的に切り拓き、より豊かに、より幸せに生きていくためにも、また、我が国の国際競争力を維持・向上させていくためにも、開発・利活用の双方の観点から、先端技術等を適切に、積極的に使いこなしていくことが不可欠となっている。こうした技術革新は教育のあり方にも大きな変革をもたらすものであり、「GIGA スクール構想」により 1 人 1 台端末の活用が進み、学校教育において ICT がマスト・アイテムとなる中、授業をはじめとする学習指導の場面はもとより、生徒指導の場面や教師の働き方改革、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実など学校教育活動の全般にわたり、先端技術や教育ビッグデータを有効に活用することにより、これまでの教育活動の質をさらに充実させ、これまでにない学びの変革を実現することが期待されている。

こうしたことを踏まえ、GIGA スクール構想により児童生徒 1 人 1 台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されたことを最大限に生かし、初等中等教育段階の教育現場が抱えている重要課題に対し、先端技術や教育データを効果的に利活用することによって解決・改善を図る取組について、教育現場と企業・研究機関等との協働による実証等を行う。

2. 事業の内容

(1) 委託内容

以下に示す I・II の業務の実施を委託する。

- | |
|---|
| I. 最先端技術及び教育データ利活用に関する実証及び効果検証
II. 事業成果の普及に向けた取組 |
|---|

① 委託内容 I について

先端技術や教育データの利活用を教育現場の課題解決のための手段として捉え、現在初等中等教育段階の教育現場が抱えている重要課題に対し、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境を踏まえた上で、デジタルならではのアプローチを通じて、解決・改善策や全国的に共有すべき知見等を創出する取組を行うこと。

② 委託内容 II について

管理機関の代表者及び実証校（管理機関が学校設置者以外の法人格を有する団体（民間団体）の場合は実証校の設置者も含む。以下同じ。）の責任者は、取組成果の普及のため、取りまとめ調査研究の受託者が運営する「事業推進委員会」及び「成果報告会」（※）に参加し、進捗の状況等を報告するとともに、事業推進委員会からの指導・助言を受け、取組の改善を図ること。

また、本事業に関連するものとして、文部科学省が必要と判断した調査やアンケート等の実施に協力すること。なお、この調査等のデータについては、その目的の範囲内で、文部科学省において状況の分析等に用いることができるものとする。

※事業推進委員会及び成果報告会について

- ・ 事業推進委員会は年 2 回程度、成果報告会は 1 回（1 月～2 月を予定）開催を予定。
- ・ 原則オンラインでの開催を予定しているが、成果報告会（1 月～2 月を予定）については、東京都内において対面形式での実施を予定。

(2) 委託の対象

以下の①又は②に示す団体を、委託の対象とする。

- ① 小学校、中学校、高等学校（通信制課程を除く）、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の設置者（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）
- ② 前項①の他、法人格を有する団体

(3) 事業の申請者

前項（2）に示す委託の対象団体を「管理機関」と称し、事業への申請は、管理機関が文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室宛に行うこととする。

(4) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項は、以下のとおりとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 採択予定件数

9 件程度

（補足事項）

- ① 採択予定件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は「3. 審査方法」に示す企画評価会議が決定する。
- ② 「令和 6 年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業） 審査基準」（以下「審査基準」という。）に示すとおり、審査において、以下の評価が付された者については、採択しない。
 - ・ 審査において最終得点が、全ての項目において満点だった場合の合計点に占める割合が 50%未満の点数の者
 - ・ （生成 AI ツールの申請団体については）留意すべき観点を 1 つでも満たしていない者
 - ・ （再委託先がある場合）経費全体に対して再委託費の占める割合が 50%を超える者
- ③ 実証内容の多様性を確保する観点から、採択予定件数内に同一の先端技術を活用する実証内容が重複した場合は、重複しない実証内容を提案している申請団体を最終得点順に採択する場合がある。
- ④ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和 5 年 3 月 31 日）において、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について実践事例を踏まえた研究を行うとしていることを踏まえ、メタバースを用いた不登校児童生徒への支援の内容を含んだ提案をした申請団体を、最低 1 団体は採択する。
- ⑤ 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」（令和 5 年 7 月 4 日）を踏まえ、学校現場向けの生成 AI ツールの実証に関する提案を行った申請団体を、最低 1 団体は採択する。ここでいう学校現場向けの生成 AI ツールとは、ChatGPT 等の生成 AI と API 連携等を行い、新たな付加価値を持たせたサービスやコンテンツを想定する。
（生成 AI を用いた個別最適な学びをサポートする仕組の構築の例）
 - ・ 躓きのポイントに応じた出題システム
 - ・ 子供の進捗や関心に応じた問題の作成
 - ・ 個別最適な教材提供システムの可能性の研究

(6) 申請要件

I 実証研究内容

①実証研究課題について

- (ア)申請にあたっては、GIGA スクール構想による1人1台端末や、学習指導要領等を踏まえ、次世代の学校・教育現場の在り方を見据えた上で、先進的な実証研究課題を設定すること。
- (イ)実証研究課題は可能な限り具体的であり、かつ普遍性を持つ（全国において共通する教育上の課題を有する事例が想定される）とともに、当該課題を解決することについて全国的な意義やニーズが認められるものとする。なお、複数の課題の網羅的な解決を目的としている必要はなく、特定の課題に対して集中的に取り組むことが望ましい。

②活用する先端技術について

- (ウ)本事業の趣旨・目的、実証研究課題及び実証校の状況等を踏まえ、活用する先端技術を適切に選定すること。

※活用する先端技術の例（必ずしも以下に限定される必要はない。）

- ・ センシング技術（画像認識、音声認識など）
- ・ メタバース、AR（拡張現実）、VR（仮想現実）
- ・ AI（人工知能）、生成AI
- ・ ブロックチェーン

※生成AIツールの実証を行う場合には「5. 提出書類（1）」に示す②事業計画書（様式1-2）の「2. 実証研究内容（4）（B）②」の「生成AIツールの開発・利活用にあたって留意すべき観点」が全て満たされていることを採択の条件とする。

③取組内容について

- (エ)既に他の自治体に幅広く普及している取組ではなく、新規性のある取組とすること。先端技術の活用のみならず、教育データを分析し、教育上の課題の解決に資するための知見を得る取組も対象とする。なお、過去から継続して取り組んでいる内容も許容するほか、本事業の外で措置している取組（他事業を含む）と組み合わせた事業計画も懲遷する。
- (オ)実証研究内容及び活用する先端技術・教育データのうち、どの部分に先進性及び新規性が認められるのかを明確にすること。
- (カ)1人1台端末の活用を前提とした上で実証計画を立案すること。システムやネットワーク構成についても、1人1台端末や、実証校に導入されている既存システム（校務支援システムなど）との連携を見据えて構築すること。
- (キ)実証の実施にあたり、セキュリティの確保や個人情報保護・プライバシーへの配慮を適切に行うこと。
- (ク)単に先端技術の導入によって教育活動の一部を自動化する等といった取組ではなく、その利活用を通じて、活用効果や当該先端技術を導入する際の留意事項等について総合的に検証する取組とすること。
- (ケ)先端技術を活用した学びや学校運営を、教育課程や学校経営計画の中に適切に位置付け、先端技術を活用した学びを通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の実現を図ること。
- (コ)先端技術・教育データの活用の場面・方策が、発達段階に応じた最適な活用となるように留意すること。
- (サ)実証による利活用事例や得られた知見等を他自治体等へ普及できるよう、人的・金銭的成本等に鑑みて、当該取組を受託者以外が実施するにあたり再現性のある成果が得られる取組となるよう留意すること。
- (シ)文部科学省による委託期間終了後も、実証校において、本事業における取組を継続、更には普及していくことを見据えた事業計画とすること。

II 実施体制及び管理・運営

- (ス)管理機関は、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校のうちから実証校（教育委員会等が設置する関係施設（教育支援センター等）を含む。）を指定すること。必ずしも実証校が複数である必要はない。
- (セ)管理機関は、以下の関係機関との連携体制を構築し、事業内容や目指すビジョン等を共有するとともに、管理機関の長の下、組織的な実証研究体制を整備すること。
- ・ 実証対象となる学校の設置者
 - ・ 先端技術を提供・開発する事業者
 - ・ 教育方法、学習指導又は授業研究に関する学識経験者
 - ・ 教育工学やAIに関する学識経験者
 - ・ 個人情報保護制度等に係る経験や専門性を有する者
 - ・ ネットワーク及びセキュリティに関して専門性を有する者
- なお、管理機関が実証校の設置者以外の団体（民間団体等）の場合は、実証校及び実証校の設置者（教育委員会等）と事業の趣旨・目的等について必ず事業申請前に共有した上で、密な連携体制を構築することに特に留意すること。
- (ソ)管理機関は、事業実施に当たり、実証校に対して専門的見地から適切な支援・監督等を行うための実証研究委員会を設置し、事業の円滑な実施に必要な体制を整えること。実証研究委員会の委員は、先端技術の提供元の責任者、教育委員会の責任者、実証校の校長及び事業担当者、教育方法・学習指導又は授業研究に関する学識経験者、教育工学やAIに関する学識経験者、個人情報保護制度等に係る経験や専門性を有する者、ネットワーク及びセキュリティに関して専門性を有する者等から構成すること。なお、少なくとも、実証研究開始時、実証研究の中間報告、実証研究の取りまとめの時期に実証研究委員会を開催し、委員からの指導・助言を仰ぐこと。
- (タ)原則として、学校全体若しくは学年全体等を対象として取組を実施すること（特定の児童生徒や学級を対象とした取組は対象外とする）。ただし、不登校児童生徒への支援など、事業内容の性質上、一部の児童生徒を対象とする取組については、この限りでない。
- (チ)実証の実施に必要な各種システム、通信環境（外部接続環境、校内LAN環境等）、情報端末等について、円滑な提供・運用を確保すること。

III 効果検証

- (ツ)事業成果の全国への普及を見据え、事業成果について、適切に効果検証を行うこと。
- (テ)効果検証にあたって、実証研究における具体的な達成目標及びその指標を適切に設定すること。
- (ト)取りまとめ調査研究の受託者が実施する効果検証に関する調査研究の内容に基づく効果検証を実施すること。
- (ナ)取りまとめ調査研究の受託者からの指導・助言を踏まえ、適時適切に対応すること。
- (ニ)取組成果の全国への普及のため、取りまとめ調査研究に協力するとともに、事業推進委員会及び成果報告会に参加すること。

(7) 委託期間

委託期間は、令和7年3月19日までとする。

(8) 委託額上限

1団体あたり 約1000万円

※最終的な委託額は、企画評価会議において、提案の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整する。

(9) 経費

本事業に係る経費は、委託内定後に、文部科学省に提出する事業計画書に基づき、文部科学省と採択内定団体がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、先端技術活用教育推進事業委託費により、文部科学省から措置する。

また、本事業における受託団体が、同時に国の他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないため、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することに留意すること。

なお、本事業において使用できる経費の種類は、「経費区分一覧表」のとおりとする。その他、経費支出にあたっての留意事項は、「令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業 委託要項」（以下「委託要項」という。）等も参照すること。

経費区分一覧表

経費区分	内容例	積算基礎・備考
1. 諸謝金	・外部有識者謝金 等	・受託者における基準単価（ただし、著しく高いものは不可）
2. 旅費	・外部有識者の旅費 ・外部有識者の出席する会議開催等に伴い受託先が負担する旅費 ・国内外の調査研究に伴う旅費	・受託者における旅費規程又は実費 ・電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ ・旅行先、泊数を明記 ・マイレージ・ポイントの取得等による特典は認められない
3. 借損料	・物品借料	・市場の相場と比して著しく高いものは不可
4. 会議費	・会場借料（会議や成果報告会等の開催） ・外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代	・実費 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可 ・誤解を招く形態のものや酒類・菓子等の提供は不可 ・原則として受託者の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る
5. 印刷製本費	・事業の実施にかかる印刷物等の印刷代	・実費 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可 ・用紙代は消耗品費に計上 ・部数は常識的な範囲に限る
6. 図書購入費	・参考図書購入費	・実費 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可
7. 通信運搬費	・はがき代／郵券代／郵便小包／電話代 等	・実費 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可 ・電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る
8. 消耗品費	・用紙代 ・記録用 CD/DVD 等 ・トナー代／インク代 ・その他事業の実施にかかる消	・実費 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可 ・いわゆる備品に該当するものは不可

	耗品費	・購入にかかるポイントの取得等による特典は認められない
9. 雑役務費	・報告書作成費	・実費 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可 ・用紙代は消耗品費に計上 ・部数は常識的な範囲に限る
	・本事業の実施に必要なソフトウェアのライセンス料、クラウドサービスの月額使用料（有償の生成 AI システムの使用料を含む） ・その他上記に属さない経費（振込手数料、保険料等）	・雑役務費における業務委託（請負）は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る ・支出の詳細が分かるようにすること
10. 人件費	・受託先に所属する職員並びに構成員を対象とした、事業を行うことにより発生する人的経費	
11. 設備備品費	・事業実施に当たって必要な機器代	・原則パソコン・タブレット PC は不可
12. 消費税相当額	・人件費等の不課税経費 ・免税事業者との取引に係るインボイス影響額（該当ある場合）	・課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額（10%）を別途計上
13. 一般管理費	・当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費	・事業の直接経費（1 諸謝金～12 消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限） ・地方公共団体以外が申請する場合に限る
14. 再委託費		・再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可（経費総額の 50%を上限）

① 人件費について

- ・ 人件費は「時間単価×作業時間数」により算出すること。
- ・ 時間単価は、受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規程等に基づく受託単価による算出（以下「受託単価計算」という。）を認める。

（ア）正職員の受託人件費時間単価

受託単価規程等に基づく時間単価を使用する。

（イ）出向者、臨時雇用職員（注 1）の受託単価

計算受託人件費時間単価を定めている場合であっても、出向者、臨時雇用職員については、次のとおり積算する。

$$\text{受託人件費時間単価} = (\text{受託者が負担した年間総支給額（注 2）} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（注 1）：「臨時雇用職員」とは、単純作業を行うアルバイトではなく、正職員と

同等以上又は補助者として一定の経験がある者をいう。

(注2) : 「事業者が負担した年間総支給額」には、時間外手当を含めてはいけない。作業時間については、従事時間の算定を行うため、作業日報(様式任意)を作成すること。

なお、これにより難しい場合は別途文部科学省と協議の上決定する。

※時間外勤務について

- ・ 人件費に係る勤務時間については、受託先において定められている基準内時間とする。ただし、委託業務の内容を勘定した上で、受託先の労使規約等の範囲内で文部科学省が必要と認めた場合、事業計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- ・ 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが、この場合の時間給単価は基準内時間の時間給単価と同額とする。
- ・ 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、委託先において定められた又は使用しているもので差し支えない。

② 会議費について

会議を開催した場合は、会議費の支出の証拠として議事録(開催日、開催場所、出席者名等を明記したもの)等を作成すること。

③ 設備備品費について

事業実施に当たって真に必要な設備備品(単価が10万円以上でかつ耐用年数が1年以上のもの)に限る。また、用途が特定できる機器であること。

なお、各種補助金・地方交付税措置等により購入でき得る機器は対象外とする。

④ 消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第12号)に該当することから、原則として事業経費の全体が課税対象となる。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意すること。

金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なるため、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上すること。

(ア) 課税事業者の場合(私立学校等)

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費(以下「課税対象経費」という。)は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費(不課税経費)は消費税相当額を別途計上する。

(イ) 免税事業者の場合(地方公共団体等)

消費税を納める義務を免除されているため、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とする。(不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しないこと。)

⑤ 受託者が免税事業者等から課税仕入を行う場合

インボイス制度の施行後、受託者が免税事業者等から課税仕入した場合に、その分の仕入税額控除を受けることができなくなり、これに伴うインボイス影響額が受託者の負担となることから、当該インボイス影響額を委託費により支出する必要があるため、消費税相当額部分に影響額分も計上する。

また、個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定される。個人への諸謝金については経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があり、その場合も消費税相当額につい

て計上する。

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	消費税相当額算出 ※給与として交通費を含めている場合 交通費は消費税込みなので留意
諸謝金		課税対象	※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱が異なるので要確認。 給与として支給される場合は賃金と同様
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
旅費（外国旅費）	航空運賃	不課税	消費税相当額算出
	外国宿泊費・日当	不課税	消費税相当額算出 ※空港施設使用料、旅客保安サービス料は課税対象なので留意
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
雑役務費		課税対象	
設備備品費		課税対象	

⑤ 一般管理費について

一般管理費率については、①受託者の直近の決算により算定した一般管理費率、②受託者が受託規定に定める一般管理費率、③委託要項で定める一般管理費率、の3つの上限を比較し、より低い率を採用する。ただし、①～③の比較の結果、採用した率より低い率を計上している場合はその率を採用する。

⑥ 再委託について

- ・ 経費総額の50%を上限とする。
- ・ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

⑦ 対象外の経費について

- ・ 本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組。
- ・ 個人の取組
 - (ア) 受託先に所属する職員並びに構成員が個人として、研修の受講などを行う場合、受講料・参加費・旅費は対象外。
 - (イ) 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外。
 - (ウ) 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外。

3. 審査方法

(1) 審査手順

審査は、本委託事業を選定するために文部科学省において組織する企画評価会議において行う。

審査方法については、「令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業） 審査要項」及び「審査基準」のとおりとする。

（2）企画評価会議による意見

採択にあたっては、企画評価会議における審議を踏まえ、事業計画に対して意見又は条件を付すことがある。

4. 事業の実施

（1）公募及び契約締結

この公募は、令和6年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があることに留意すること。

また、国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、採択後も双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費については、国は負担しないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝達すること。

（2）採択時に付された意見又は条件の反映

採択された事業の申請者は、事業の実施に当たっては、企画評価会議による事業計画の改善のための条件を踏まえて実施するよう留意すること。

（3）事業完了報告書、事業完了決算書及び成果物の提出

受託者は、実証研究の実施状況について外部評価を行い、助言を得るとともに、計画の実施状況につき適切な評価を行い、事業の進捗状況及び経費の使用実績に係る書類（事業結果説明書及び事業収支決算書）を作成し、事業完了報告書として提出すること。

また、本事業の実施に伴い作成する成果物（事業概要・説明資料、冊子、パンフレット等）については、事業完了報告書に添えて提出すること。

（4）成果の普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たすとともに、他の学校等に対する情報提供を通じた成果の幅広い普及の観点から、文部科学省ホームページ等により随時公表する。

5. 提出書類

（1）提出書類

- ① 事業申請書（別紙様式1-1）
- ② 事業計画書（別紙様式1-2）
- ③ 経費計画書（別紙様式1-3）
- ④ 再委託を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書類・経費計画書（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）
- ⑤ 別紙様式1-3、2-2に記載する所要経費についての積算根拠書類
- ⑥ 誓約書（別紙様式3）

- ⑦ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑧ 実証内容の概要が分かるビジュアル資料（別紙様式4-1【先端技術の場合】、4-2【生成AIの場合】）

(2) 提出期限

令和6年2月29日（木）17時必着

(3) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室
TEL：03-5253-4111（内線3802）
E-mail：manabisentan@mext.go.jp

(4) 提出方法

事業申請書等は、以下に示す資料を上から順に並べて1部とすること（数字は「5. 提出書類（1）」と対応）。

※⑤別紙様式1-3、2-2に記載する所要経費についての積算根拠書類はそれぞれ別途1つのPDFファイルとすること

- ① 事業申請書（別紙様式1-1）
- ② 事業計画書（別紙様式1-2）
- ③ 経費計画書（別紙様式1-3）
- ④ 再委託を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書類・経費計画書（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）
- ⑥ 誓約書（別紙様式3）

※地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人が申請者となる場合は、様式3の提出は不要。

※事業計画書の内容に、一部業務を別の者に再委託する計画があり、かつ、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人以外が再委託先となる場合にはその再委託先も誓約書を提出すること。

※提出が必須であるにもかかわらず誓約書を提出しない者、虚偽の制約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の事業計画書等は無効とするものとする。

- ⑦ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑧ 実証内容の概要が分かるビジュアル資料（別紙様式4-1【先端技術の場合】、4-2【生成AIの場合】）

提出する際は、上記書類一式を電子媒体で期日までにまとめて提出すること。

<以下の電子媒体をメールにて送付>

- ✓ 所要経費についての積算根拠書類（上記、「5. 提出書類（1）」⑤を除いた、ファイルを順に合わせた1つのPDFファイル
- ✓ 所要経費についての積算根拠書類（上記、「5. 提出書類（1）」⑤）をそれぞれ合わせたPDFファイル

(留意事項)

- ・ 書類の提出は、上記のとおりE-mailとし、郵送、持参及びFAXによる提出は不可とする。

- ・ 上記「5. 提出書類（3）」のメールアドレス宛に送信すること。
- ・ 送信メール件名は「【申請者の名称（例：〇〇会社）】事業申請書（次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて上記「5. 提出書類（3）」まで照会すること。

（5）参加表明書の提出

あらかじめ本企画競争の参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は令和6年2月21日（水）17時までに参加表明書を提出すること（様式は任意で提出先は上記「5.（3）提出先」と同じ）。

※ 参加表明書を期限までに提出しなかった者の事業計画書の提出も妨げないが、必ず令和6年2月21日（水）17時までに上記「5. 提出書類（3）」宛てに参加の意思の一報は行うこと。

6. 公募説明会の実施

公募説明会を、以下のとおり実施する。

日 時：令和6年2月13日（火） 13時30分～14時30分

開催方法：オンライン

内 容：事業に関する説明（事業内容、公募、経費等）及び質疑応答

参加登録：上記「5. 提出書類（3）」のメールアドレス宛に、所属・氏名・メールアドレスを明記の上、2月9日（金）17時までに、参加する旨のメールを送付すること。

送信メール件名は「【申請者の名称（例：〇〇会社）】公募説明会参加登録（次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）」とすること。登録者へは別途ミーティングURLを送付する。

※ 本、公募説明会への参加状況は審査に影響しない。

7. その他

採択がなされ、先端技術活用教育推進事業委託費の交付を受けた場合、事業の申請者は以下のことに留意すること。

- （1）事業計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- （2）1度提出された事業計画書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めない。なお、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないことがある。期限を過ぎてからの提出は認めない。また、提出された事業計画書等については返却しない。
- （3）公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は文部科学省ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- （4）本事業の経理等事務を適切に行うため、委託要項に基づき、管理機関が計画的に経費の管理を行うこと。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、

並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

(5) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業計画書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

(6) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結後でなければ事業に着手できないことから、遅滞なく契約書を締結する必要がある。そのため、申請に当たっては、本公募要領や様式等に記載している留意事項を十分に確認の上、次の必要書類を準備すること。

(7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

【契約締結に当たり必要となる書類（予定）】

- ・ 事業申請書、事業計画書及び経費計画書
 - ※ 審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行口座情報（採択の連絡とともに、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

(8) 検収は文部科学省が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、文部科学省の指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。

(9) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。

(10) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうかについても、委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし本事業の受託可否を検討すること。

(11) 公募要領等に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文部科学省の指定する者と協議し、その指示に従うこと。

(12) この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

(13) その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負う。

8. 問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室

TEL : 03-5253-4111 (内線3802)

E-mail : manabisentan@mext.go.jp

9. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールであるが、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性がある。

令和6年2月13日	公募説明会
2月21日17時	参加表明書締切り
2月29日17時	事業申請書等の提出締切り
3月上旬	企画評価会議による書面審査
3月下旬	審査結果の通知及び内定
4月以降	契約、事業開始

- ※ 契約時期は予算成立の時期による。
- ※ 契約書締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるため、計画書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

令和 6 年度

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進

(最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)

審査要項

「令和 6 年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）」に係る採択の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、申請された本事業に関する事業計画書及び経費計画書について、委託業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

採択に際しては、原則として審査の最終得点順とするが、以下の点を考慮することとする。

- ・ 実証内容の多様性を確保する観点から、採択予定件数内に同一の先端技術を活用する実証内容が重複した場合は、重複しない実証内容を提案している申請団体を最終得点順に採択する場合がある。
- ・ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和 5 年 3 月 31 日）において、不登校児童生徒への支援におけるメタバースの活用について実践事例を踏まえた研究を行うこととしていることを踏まえ、メタバースを用いた不登校児童生徒への支援の内容を含んだ提案をした申請団体を、最低 1 団体は採択する。
- ・ 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」（令和 5 年 7 月 4 日）を踏まえ、学校現場向けの生成 AI ツールの実証に関する提案を行った申請団体を、最低 1 団体は採択する。

なお、審査において、

- ・ 最終得点が、全ての項目において満点だった場合の合計点数に占める割合が 50%未満の点数の者
- ・ （生成 AI ツールの申請団体については）留意すべき観点を 1 つでも満たしていない者
- ・ （再委託先がある場合）経費全体に対して再委託費の占める割合の 50%を超える者は採択をしないものとする。

2. 審査の方法

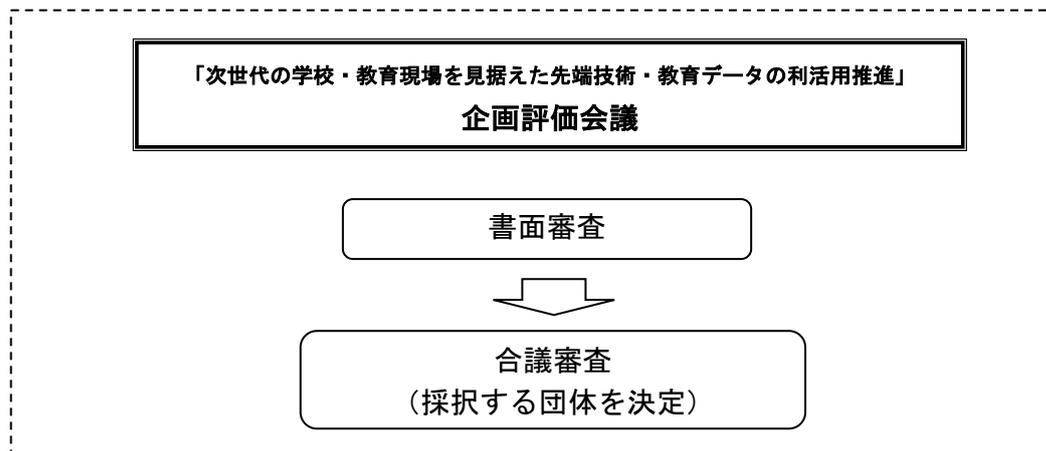
(1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活

用推進事業 企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）を設置する。

- ② 企画評価会議においては、受理された全ての申請について、審査委員が書面審査を実施する。なお、審査期間中に、必要に応じて、企画提案の内容について追加資料の提出やプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
- ③ 書面審査の評価に基づき、企画評価会議委員による合議審査を実施し、本事業の委託先として採択する団体を決定する。

<審査の手順>



(2) 審査の進め方

①書面審査

企画評価会議は、申請団体から提出された事業計画書等について、本審査要項、「令和6年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）審査基準」（以下、「審査基準」という。）に基づき、書面審査を行う。なお、審査期間中に、必要に応じて、企画提案の内容について追加資料の提出やプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

②合議審査

企画評価会議は、必要に応じて事業計画についての改善のための条件を付すことができる。

(3) 採択の決定について

- ・ 書面審査の結果を踏まえ、企画評価会議委員の合議により採択する団体を決定する。なお、採択に際しては、原則として最終得点順とするが、実証内容の多様性を確保する観点から、採択予定件数内に同一の先端技術を活用する実証内容が重複した場合は、重複しない実証内容を提案している申請団体を最終得点順に採択することができることとする。
- ・ 採択にあたって、企画評価会議は、必要に応じて事業計画についての改善のための条件を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する事業計画書等について、事業の実施方針や

組織の経験・能力について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された事業計画等は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 企画評価会議委員の氏名について

企画評価会議委員の氏名については、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれなくなった後、速やかに公開する。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

企画評価会議委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

① 企画評価会議委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室に申し出なければならない。

(ア) 競争参加者の事業計画書の中に、何らかの形で企画評価会議委員自身が参画する内容の記載があった場合

(イ) 企画評価会議委員が所属している法人等から申請があった場合

(ウ) 企画評価会議委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

(エ) 企画評価会議委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合

(オ) 企画評価会議委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を企画評価会議委員自身が受け取っている場合

(カ) 企画評価会議委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合

(キ) 競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他事業計画書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された提案に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）である場合

② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該企画評価会議委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は企画評価会議において当該企画評価会議委員の審査及び個別審議への参加の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該企画評価会議委員自ら当該競争参加者

の審査を辞退した場合はその限りではない。

- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに企画評価会議委員の中から委員長を選任し、当該企画評価会議委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は、当該企画評価会議委員はその関係性を有する競争参加者の審査及び個別審議への参加を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 企画評価会議委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

令和 6 年度

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進
 (最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業)
 審査基準

「令和 6 年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）」の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

1. 書面審査

(1) 書面審査の評点

書面審査は、「令和 6 年度 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進（最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）審査要項」の「3. 審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の 5 段階の区分により判断することとする。（配点等は別紙参照）

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

(2) 各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき団体の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、「審査項目」の各項目の評点で、「5」や「2」「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を 1 とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ③ 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

【評点の基本的考え方】

1. 提案書の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。なお、各審査項目の審査にあたっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や事業計画の実施にいたる手順・時期等の明確性、更に本事業の委託期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝25点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝40点
- ・認定段階3＝50点
- ・プラチナえるぼし認定企業＝60点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝10点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）＝25点
- ・トライくるみん認定＝30点
- ・くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）＝35点
- ・くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）＝40点
- ・プラチナくるみん認定＝60点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝45点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

（3）書面審査項目

書面審査は、別紙の審査項目に沿って行い、それぞれについて上記「1. 書面審査（1）」のとおり評点を付すこととする。

（4）審査結果

書面審査終了後、各企画評価会議委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた企画評価会議委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数を最終得点とみなし、最終得点順に整理した審査結果を企画評価会議に報告すること。

2. 採択の決定

企画評価会議は、審査結果を踏まえ、企画評価会議委員の合議により採択する団体を決定する。採択に際しては、原則として審査の最終得点順とするが、実証内容の多様性を確保する観点から、採択予定件数内に同一の先端技術を活用する実証内容が重複した場合は、重複しない実証内容を提案している申請団体を最終得点順に採択する場合がある。

また、

- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日）において、不登校児童生徒への支援におけるメタバースの活用について実践事例を踏まえた研究を行うこととしていることを踏まえ、メタバースを用いた不登校児童生徒への支援の内容を含んだ提案をした申請団体

・「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」（令和 5 年 7 月 4 日）を踏まえ、学校現場向けの生成 AI ツールの実証に関する提案を行った申請団体

について最低 1 団体は採択する。

なお、審査において

- ・ 最終得点が、全ての項目において満点だった場合の合計点に占める割合が 50%未満の点数の者
- ・ （生成 AI ツールの申請団体については）留意すべき観点を 1 つでも満たしていない者
- ・ （再委託先がある場合）経費全体に対して再委託費の占める割合が 50%を超える者は採択をしないものとする。

採択にあたっては、企画評価会議は、必要に応じて事業計画についての改善のための条件を付すことができる。

【別紙】

1. 書面審査計数

満点	1130
----	------

審査項目	計数	計数×5点	公募要領	事業計画書
1 実証研究内容(申請要件Ⅰ)		780		
1-1 実証研究課題				
① GIGAスクール構想による1人1台端末環境や学習指導要領等を踏まえた目指すべき次世代の学校・教育現場の在り方、その実現に向けた教育上の課題(実証研究課題)の分析及び提示が明らかであるか	12	60	ア	2 (2)
② 実証研究課題として挙げた課題を解決・改善することの全国的な意義やニーズが明確に示されているか	12	60	イ	2 (2)
③ 初等中等教育が抱える課題や実証校を取り巻く状況の分析を踏まえ、実証研究について適切な全体像が描けているか	6	30	ア、イ	2 (3)
1-2 活用する先端技術				
④-1 活用する先端技術は、本事業の目的等を踏まえ具体的かつ合理的に選定され、技術的新規性が認められるか	10	50	ウ	2 (4) ①
④-2 (生成AIツールの実証を行う場合には、)生成AIツールの開発・利活用にあたって留意すべき観点を全て満たしているか。		○/×	ウ	2 (4) ②
1-3 取組内容				
⑤ 実証研究内容や活用する先端技術・教育データについて、先進性や新規性が認められるか	14	70	エ、オ	2 (5)
⑥ 活用する先端技術に関するシステムやネットワーク構成について、1人1台端末や、実証校の既存システムとの連携を見据えて構築されているか	10	50	カ	2 (6)
⑦ 実証の実施にあたり、セキュリティの確保や個人情報保護・プライバシーへの配慮が適切になされているか	6	30	キ	2 (7)
⑧ 現状分析と、本事業において実証を試みる仮説について、適切に検討されているか	8	40	ー	2 (8)
⑨-1 特定の先端技術の導入にとどまらず、先端技術や教育データの利活用を通じて、その効果的な活用方法や導入に際しての工夫等を検証する取組となっているか	6	30	ク	2 (9)
⑨-2 先端技術や教育データを、学校教育活動の様々な場面で活用するよう設定されているか (ごく限定的な場面で活用するようになっていないか)	6	30	タ	2 (9)
⑨-3 学校(若しくは学年)全体の児童生徒又は研究開発の対象となりうる児童生徒等全体を対象とした取組となっているか	6	30	タ	2 (9)
⑨-4 活用する先端技術や教育データは、活用場面や対象に照らして適切か	6	30	コ	2 (9)
⑩ 先端技術を活用した学びを各教科等において実施するための、具体的な指導計画が策定されているか	12	60	ケ	2 (10)
⑪ 先端技術を活用した学びを通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の実現を図るための具体的な指導計画が策定されているか	12	60	ケ	2 (10)
⑫ 実証によって得られる成果や知見が明瞭で、それらを全国へ普及するための工夫がなされているか	10	50	サ	2 (11)
⑬ 取組内容は、人的・金銭的成本等に鑑みて全国の学校等において再現性のある取組となっているか	8	40	サ	2 (11)
⑭ 合理的かつ実現可能な事業実施スケジュールとなっているか	6	30	ー	2 (12)
⑮ 委託期間終了後も取組を継続していくための合理的な計画が示されているか	6	30	シ	2 (13)

2 実施体制及び管理・運営(申請要件Ⅱ)			160		
①	実証校において、実証研究を遂行するための人員や組織が適切に整えられ、学校(若しくは学年)全体で実証研究に取り組む実施体制となっているか	8	40	セ	3 (1) ~ (10)
②	先端技術を提供する事業者の役割は適切なものとなっているか(事業者任せの事業計画にはなっていないか)	6	30	ー	3 (4)
③	教育方法・学習指導又は授業研究に関する学識経験者、教育工学やAIに関する学識経験者、個人情報保護制度等に係る経験や専門性を有する者、ネットワークやセキュリティに関して専門性を有する者の人選・役割は適切なものとなっているか	2	10	セ	3 (5) (6) (7) (8)
④	実証研究委員会の人選は適切なものとなっているか	2	10	ソ	3 (9)
⑤	【管理機関が学校設置者の場合】 管理機関の下、管理機関と実証校との役割分担も含めて、実証校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制が整備されているか 【管理機関が学校設置者以外(民間団体)の場合】 民間団体と実証校の設置者及び実証校が事業の趣旨及び目的等を適切に共有し、組織的に研究開発・実践に取り組む体制が整備されているか	8	40	セ	3 (10)
⑥	本事業の実施に際し、専門的見地からの指導・助言、実施状況の検証・評価のための実証研究委員会を管理機関の中に整備し、本事業全体の成果を検証・評価する仕組みが適切に講じられているか	6	30	ソ	3 (10)
3 効果検証(申請要件Ⅲ)			80		
①	本事業の目的を踏まえた達成目標が具体的かつ適切に設定されているか	6	30	テ	4
②	効果検証にあたっての指標が適切に設定されているか	6	30	テ	4
③	検証方法が具体的に設定されている等、エビデンスに基づいた分析を行うための提案がなされているか	4	20	ツ	4
4 経費			50		
①	実証研究を実施するための経費として適切なものが計上されているか(不適切な経費が計上されていないか、先端技術の導入・活用が事業者任せの計画となるような経費が計上されていないか)	8	40		経費計画書
②	管理機関は、本事業の運営にかかる経費を国からの委託経費のみではなく、自己負担額についても計上している、又は計上しようと努力しているか	2	10		経費計画書
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			60		
①	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)を受けている ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業・トライくるみん認定企業)を受けている ・青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)を受けている	60	—		